

くろつち便り

今月の内容

(臨時号です) 知事発言に対する声明(裏面)
共助会行事予定/ごてれつの独り言②/
編集後記/ **今回の金曜集会は7/7日/17:30~**
(次号内容 くろつち会総会・交流会/ハンセン病市民学会/野草折々/学校現場から/他)



くろつち会総会・交流会

4年ぶりに
なります。ぜひ
多数参加し
てください。

総会 6月17日(土)
会場 千成本店
受付 10時~
10:15~12時
交流会・歓迎会
12時~15時
会費 3500円

大山鳴動鼠一匹

北朝鮮が衛星ロケットと称する物を発射して、日本の報道機関は異常なほど敵愾心を煽るような大騒ぎだ。勿論、用心は必要だろうが、この異常さは何なのだ。国民を煽動？
戦後間もない頃、東大がペンシルロケットを打ち上げた話を思い出した。そのニュースが世界に流れ、アジアの国々で、さあ日本が再軍備を始めた、と大騒ぎした話を当時の先生が滑稽話のように話して聞かせた。報道の煽動に乗っかるまいぞ！

九条の会講演会・総会

講演会7月22日(土)
13時 受付
13:30~講演
講師 片野裕之さん
(南日本新聞記者)
総会 15時~16時
会場 未定

編集後記

当初6月号は発行しない方針でしたが、県民投票に関連しての知事発言があり、向原さんの声明が出され、その重要さに鑑み、急遽発行することにしました。
臨時号のため、シリーズ学校現場からと野草折々はお休みします。(陳謝)
(2頁目に、**県民投票の会の声明**をそのまま掲載しました。)

共助会行事予定



共助会肝属支部の2023年度の行事予定です。

第19回教育講演会

8月23日(水)
14:00~16:30
(受付 13:30)
講師 篠原美穂さん
(鹿児島女子短期大学臨床心理学講師)



仮題 子どもたち、教職員のストレスマネジメント

第21回ボウリング大会

10月27日(金)
笠之原ボウリングセンター
受付18:00~18:30
競技18:45~20:15



第19回グラウンドゴルフ大会

2月11日(日)
予備日 18日
かのやGG場Dコース
13:00~15:00
(受付12:30~)



料理教室については今後、実施するかどうかも含めて検討していく。

ぶっくさ言うん ぐてれつの独り言 ②③

◆朝三暮四の話
高校時代、漢文も苦手だったが、その中に「朝三暮四」という話があって、その中身だけは覚えている。猿に餌をやるのに、朝三つ、暮れに四つやると言ったら怒った。逆に朝四つ、暮れに三つやると言ったら喜んだ、という話だった。(「荘子、齊物論」では「朝三而暮四」となっている。)
結局7つで同じなのに、小知の者は目先の



ものに惹かれる、ということの比喩話だった。うちの超小型犬クロにおやつをやるとき、この話を思い出す。1番好きなものと2番目に好きなものを準備して、2番目に好きな方を先にやろうとすると拒否して、口にくわえてもふいっと吐き出して抗議の態度だ。思わず笑ってしまう。
社会に目を転ざると、そのような事例が多いのに驚く。
原発問題もそうだ。目先の電気代や経済に目を奪われて、将来の世についての大事なことを忘れてる。結局、

先の猿やうちのクロと同じだ。そうならないための一歩が、「県民投票の実施」だと思う。
◆G7サミット大失敗
今回のサミットは、当初の目的をどれだけ達成したのだろうか。国民には見えてこない。確かにウクライナ問題も議題の一つだったが、一番の目的ではなかったはず。(そうであつたら、インド、ブラジルなどグローバルサウスの国々は参加しなかったはずだ。)
当初の目的の一番の眼目は「核のない世界の構築」で、2番目、3番目は、グローバル

化がどうのこうのとかが経済がどうの等など、一般国民にはサッパリの問題ばかり。そういう意味でも国民にも分かりやすい一番の眼目「核なき世界」の問題が重要だったはず。
ところが、ある被爆者の言「広島まで来てこれだけ・・・。怒りというかびっくり仰天した」と報道がなされたように、岸田は成果を強調するが全く逆だ。
岸田はかけ声倒れだった。ゼレンスキー来日でお茶を濁し、結局最大の問題、核なき世界への道筋を作ることに失敗した。(樋園)

声明

2023年5月30日

川内原発20年延長を問う県民投票の会

事務局長 向原祥隆

〒892-0821 鹿児島市名山町4-8

5月26日、塩田知事は「県民投票を実施しない」旨を表明した。この県政史上類を見ない悪行を満腔の怒りをもって糾弾する。

第一に、あってはならない明々白々な選挙公約違反である。塩田知事は先の選挙で、「20年延長は県民投票を実施する」と明言した。鹿児島県では、歴史的に「嘘をつくな」と幼少から教育されてきた。塩田知事は、全县民から唾棄される「嘘つき（嘘ひいごろ）」呼ばわりされても仕方がない発言をしたのだ。

第二に、「必要に応じて」という言葉で、留保したつもりなら更に罪は大きい。大多数の有権者は「県民投票を実施する」という言葉を信じて投票した。騙される方が悪いとする、誤解を前提とした公約なら、詐欺行為そのものであり、塩田知事は票を詐取したことになる。

第三に、県民投票の会は、6月1日から署名運動をスタートすると広く明らかにしていた。その直前の26日の塩田知事の発言は、姑息であるばかりか、県民投票条例直接請求に関して知事に条例を決定する権限はなく、明らかな越権行為である。虚偽の事実により県民投票が不可能であるという誤解を与えた行為は、卑劣きわまりない。

第四に、県民投票条例直接請求は、地方自治法第74条に規定された県民の政治参加を保障する制度である。虚偽の事実により県民に意図的に誤解を与えた行為は、地方自治法74条4項に規定された違法行為「偽計詐術等不正の方法を以て署名の自由を妨害」そのものである。法的措置、告訴も検討せざるを得ない重大な発言である。

鹿児島県民は、塩田知事に愚弄されても黙って見過ごすような奴隷根性の持ち主でも、原発事故のもたらす甚大な被害、放射能の底知れぬ恐ろしさを知らぬ無知蒙昧な民でもない。以下の要求を明らかにする。

記

一、塩田康一知事の「県民投票を実施しない」という発言は「偽計詐術等不正の方法を以て署名の自由を妨害」する4年以下の懲役もしくは禁錮を処される違法行為であり直ちに撤回すべきである。

一、塩田康一知事は、政治参加の機会を奪おうとした行為について、鹿児島県民に謝罪すべきである。